慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	保険と価値形成の問題 について
Sub Title	On the question of insurance and the formation of value
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.10 (1956. 10) ,p.715(27)- 733(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19561001-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561001-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た場合はつねに雇用は增加する。即ち平均賃金と同方向に變化する。

家計中核勞働群の指定需要勞働量が一定で賃金率が騰貴した場合はつねに總雇用量は減少する。即ち平均賃金を逆方向に變化する。

このようにして勞働を需要する企業群の階層の何れの部分がどのように支拂賃金を增加するかによつて總雇用量の變化の方向は一定しないのである。したがつて第六圖の需要曲線と同時に、勞働側の收入餘暇選好表および初期條件に關して概略でも豫備知識をもたないかぎり反應の豫測は困難である。

(六)　結　語

以上述べたことを要約すると、

(1)シェデュールとしての勞働供給曲線は右下りである。

(2)賃金率變化に對する反應は、家計中核勞働供給者と家計補助者とに分割して考える必要がある。

(3)家計中核勞働供給者の供給量は、少くとも短期的には賃金率の變化に無感應である。即ち需要曲線と供給曲線との交點としての均衡賃金――雇用量は一般に實現しない。

(4)これは企業および勞働の双方の側に於いて生產の角度からみた質の分布と本質的に結びついている。

等であるが、これら命題の經驗的裏附としてはさらに下表の如き資料を擧げることができる。

しかしここでの考察は全く豫備的なものであるから、雇用政策を妥當なものとするためには雇用現象の背後にひそむメカニズムに關してさらに精確な知識を必要とし、漠然たる印象に基いた安易な標語の適用から脫却するために今後一層緻密な資料分析が要求されていることを銘記せねばならない。(註)

世帶主の本業收入階層	世帶人員	有業人員	世帶主以外の一人當り收入
千圓	人		円
～4	4.63	1.69	6,700
4～8	4.47	1.91	6,230
8～12	4.48	1.58	7,800
12～16	4.54	1.55	6,440
16～20	4.73	1.41	7,280
20～24	4.81	1.38	8,200
24～28	5.00	1.37	6,750
28～32	5.16	1.34	8,320
32～36	5.22	1.44	8,680
36～40	5.26	1.34	8,840

昭和29年9月F.I.E.S.全國勤勞者世帶

(註)　函數の特定化を伴うより具體的な分析は小尾惠一郎氏および尾崎巖氏により行われそれぞれ本年の理論經濟學會、統計學會に於て報告されている。

『保險と價値形成の問題』について

庭田範秋

一　保險の生產性に關する諸見解

保險學または保險論の書物あるいは論文にして、主として保險の効用や効果を述べる際に、保險の生產性を指摘し、主張するものは、かなり多い。經濟原理・原論・總論の書物であつて、保險の生產性を論じたものも、その數は多くはないが、無いわけではない。これらは、それぞれの學問的立場や思想の相違からして、その主張するところも、その理論も千差萬別であつて、研究の興味を呼ぶこと大であるが、殊にわが國においては、過去にも、保險料の本質についての論爭があり、現在もまた、それが再燃しつつあることから、保險は果して商品の價値を形成するかどうかの問題、保險料の源泉、保險料の經濟學的性質等の究明は、保險研究者、特に保險經濟研究者の、等閑に付すべからざる問題である。

保險に加入することによつて、各企業は安心して生產活動に專念できる。[1] 保險は、危險の社會的コストを最小ならしめて、節約できた資本部分を生產に向わせる。[2] 保險は、安心感・安全感・保全感・經濟的保障などの、無形の財・商品を生產する。[3] これらの保險の生產性說は、概して素朴な經濟觀に立脚しての場合が多く、その據つて立つ經濟學の價値論も不鮮明であり、また保險の効用・効果の一つとして、保險の生產性を論じたからと云つて、それで保險が商品の價値を形成すると結論せられる譯でもない。[4]

(註1)　たとえば Allan H. Willett; The Economic Theory of Risk and Insurance, 1951. には、この見解がみられ、Solomon Stephien Huebner; Marine Insurance, 1920. にもみられる。わが國の保險總論の書物には、ほとんどと云つてよいくらい、この見解が述べてある。

(註2)　全體主義的であり、觀念的であつて、やや把握し難いが、W. Weddigen; Die Produktivität der Versicherung, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, 1931. には、この見解が述べられている。

(註3)　志田鉀太郎、印南博吉氏共譯「ヴォルネル氏保險總論」

（Allgemeine Versicherungslehre von Prof. Dr. jur. Gerhard Wörner, 3te, erneuerte und verbesserte Auflage, 1920. G. A. Gloeckner, Verlag, Leipzig.)、R. Liefmann; Ueber Begiff und Wesen der Versicherung, Versicherung und Geldwirtschaft, 1925, Nr. 5. などは、この見解がみられる。

（註4）本稿において、今後、主題となる保險は、物保險（Gütter od. Sachversicherung）として企業保險（Business Insurance）である。

効用の創造を生産と定義して、道路は新しき價値を創造し、軍備は既存の價値を保持するから生産的であるとし、保險も保持の生産性を持つから、國民經濟的には生産的であるとしたワーゲンフュールの見解。[5] 効用とは、人類の欲望を滿足せしむる事物の能力にして、これを物質的効用（Material utility）、位置的効用（Place utility）および時間的効用（Time utility）の三種に分け、價値とは、その事物の有する効用の評價額にして、生産的とは、新効用すなわち新價値を創造することであり、保險は時間的効用を增加するから生産的であるとするセリグマンの見解。[6] これらは事故に對する豫防・鎭壓策とその善後策としての保險とを、また保管と保險とを混同しての見解ではなかろうか。

「もし一定の規模の地震が三ヵ月毎に規則的に起るとしたならば、それによる破壞はおそらく生産費の一要素として取扱われ、したがつて粗所得（gross income）から控除されることになるであろう。便利な實際的方式は、實業家ならばそれに、正式であると否とにかかわりなく、保險をつけることによつて考慮されるのが正常であるが、他のひとびとによつては、そのような考慮がなされないような資本の減耗は、純所得（net income）を算定する前に粗所得から差引くべきであるということ、これである。[7]」ピグウの經濟理論・國民所得論において、設備の生産的使用にはなんら關係を持たない、まつたく外部的な原因から起る資本設備への損害、たとえば天災とか戰爭とかによる破壞を相殺するための差引き――資本損失が、地震による破壞の資本損失が、なぜ三ヵ月毎に、規則的に起ることによつて生産費の一要素となるのか。また、ある種の生産資源が、火災のような災害にさらされての減耗を、實際に生産資源が使用されると否とにかかわらず、使用する目的で設備を保有することに伴う不可避的な出來事として、すなわち火災保險は、資本損失としては取扱われないで、純所得を粗所得以下に引下げる控除部分、純所得を算定する前に粗所得から差引くべき部分として、生産資源の、時の經過とか休止しているとかによる損耗と同樣に、生産費の一部として認めてしまつて、はたしてよいかどうか。もつとも、ピグウは、これらの問題を、「たしかに、若干は扱いにくいことがらである。[8]」と、指摘してはいるが。

保險料を費用の一つと解して、利子・借地料等と共に、企業として當然支出すべき費用なるがゆえに製品の價格のうちに算入せられるとする見解。[9] これは一種の、價値論上における生産費說的見解であり、生産費說が排擊せられると同一の論法において排擊せられる。すなわち價値認識の本末を顚倒し、交換價値の結果であり、たんなる分配形態にすぎないところの利潤――利子や地代をその源泉とみなし、保險料も特別費用の名目において利子や借地料と同樣に推論し、それによつて、利潤――利子・地代・保險料等の、眞の源泉を隱蔽する結果に導くのである。

（註5）H. Wagenführ; Wirtschaftskunde des Versicherungswesens, 1938.

（註6）Edwin R. A. Seligman; Principles of Economics, 1912.

（註7）A. C. Pigou; Income, An Introduction to Economics, 1st ed. London, 1946. 鹽野谷九十九氏譯「ピグウ所得――經濟學入門」六―七頁。

（註8）前掲「ピグウ所得――經濟學入門」六頁。

（註9）佐波宣平氏「保險學講案」一〇二―一〇九頁。

近藤文二氏が、過去における、馬場克三氏との論爭の過程において主張せられた理論。[10] 同氏は「價値を形成する保險料」として、「全社會的觀點に立つ限り、保險料が價値を形成するか否か、卽ち生産費を形成するか否かは、その保險が、生産過程における資本に對する保險であるか否かによつて決定される。」「生産資本に對する保險の保險料は價値形成的であるが、商業資本における保險料は全くこれと事情を異にする。」「資本に對する保險、卽ち、企業財産保險の保險料には、社會的に見て、價値形成費用としての資格をもつものと、單なる空費として生産費を形成しないものとがある。前者は、一定の生産力の發展段階における不斷の過剩生産から充塡されるものであるが、後者は、明かに利潤からの控除を意味する。卽ち、前者は、資本的生産制をとると否とに拘らず、社會的に必要な費用であるが、後者は、資本的生産制を前提とする場合においてのみ存在する費用である。」「ある商品の價値――使用價値ではない――は、使用價値としての商品に含まれたる具體的勞働、卽ち、その商品の生産に對して具體的に消費された勞働そのものによつて決定されるのではなく、抽象化された社會的平均的必要勞働によつて決定されるのである。隨つて、ある商品を生産するために具體的にどれだけの原料を消費し、機械のどれだけの部分を消耗したか、卽ち、その生産に直接かかはりをもつた物質そのもの、勞働そのものはそこでは問題ではない。問題はむしろ、その商品の生産のために犧牲となる一切の社會的平均的必要勞働の量である。そして、もし、物理的觀點から見て、或は、箇々の資本の立場から見て、それが偶然的であり、天災的であらうとも、一定の生産力を前提とする限り、社會的平均的に不可避の損害であるならば、その商品の生産過程における損害である限りは、それによつて失はれたと考へられる價値高は、事實においては、生産資本から商品資本へと轉形してゐると考へねばならない。破壞されたものは單に使用價値としての資本であり、價値としての資本は、少くとも社會的には、商品の價値に轉形してゐるとはいひ得ないであらうか。」「資本に對する保險の保險料が價値を形成するか否かは、その資本が眞實の意味における生産資本であるか、或は單に商品と貨幣との形態轉化を意味するに止まる流通資本であるかによつて判定すべきであると思ふ。[11]」と。

さて、近藤文二氏の、戰後における、保險（社會保險にあらず）に關する著書「保險論」では、「マルクスが剩餘價値のなかから支拂われるとする保險料が果して、剩餘價値の控除とのみ解すべきか。さらには、現實には一つの價値を形成する費用と見るべきかについても問題があると思う」[12]とされながらも、その後の「保險・保險理論」[13]なる小勞作品中でではあるが、「直接に資本の塡補をなすものとしての保險として、マルクスの云うところの剩餘價値からの控除としての保險のみしか示されていないことは、すなわち同氏が、商品の價値を形成する費用としての保險を、つまり價値を形成する保險が存在すると云う見解を、この場合に關しては、放棄せられたものと認めてよいのではないか。ただし、このことを最終的に・決定的に結論づけるには、「保險・保險理論」が解說的な小品にすぎ、また同氏が、戰後に書かれた保險（社會保險にあらず）の書物および論文の數が、必ずしも多くはなく、とくに保險と價値形成の問題を主題としたものが絕無なことから、俄にこれを斷定することは避けたい。[14]

（註10）近藤文二氏が、保險と價値形成を論じられた主なものは、「保險の本質」（大阪商科大學經濟研究年報　第九號、昭和十一年九月三十日、大阪商科大學經濟研究會）、「生命保險と資本蓄積」（經濟學雜誌　第一卷　第三號、昭和十二年六月、大阪商科大學經濟研究會）、「保險の本質と保險料の本質」（損害保險研究　第三卷　第四號、昭和十三年十一月一日、損害保險事業研究所）、「保險經濟學　第二卷」（昭和十四年二月五日、甲文堂書店）、「保險の生產性」（經濟學雜誌　第六卷　第六號、昭和十五年六月、大阪商科大學經濟研究所・同經濟研究會）、「保險學總論」（昭和十五年六月三十日、有光社）

（註11）前掲近藤氏「保險學總論」三二五―三三三頁。

（註12）近藤文二氏「保險論」一五三頁（新經營經濟學全書　第廿卷、昭和二十三年八月三十日、東洋書館）。

（註13）大阪市立大學經濟研究所「經濟學小辭典」一〇〇五―一〇〇七頁（昭和二十六年六月二十日、岩波書店）。

（註14）白杉三郎氏「保險學總論」初版（昭和二十四年六月五日、千倉書房）一二六頁には、「保險費用は如何なる意味に於ても生產費用たり得ないということはできないと思う。これは保險の種類によって吟味しなければならない。保險が生產手段の更新に役立つ限りに於ては保險の費用は一種の償却費と見るべきものであって、從って生產費たるべきものである。例えば、機械保險の保險料、社會保險に於ける雇主の醵金部分の如きこれである。」その再訂版（昭和二十九年六月十日、千倉書房）一三一―一三二頁では、「生產過程に內在する危險による資本の損傷に對する保險（例えば、機械保險）の費用は、當該生產部門の資本の償却費と見るべきものであって、生產費を形づくる。これに反して、生產過程に結びつかない保險の費用は、生產費を形成しないで、資本利潤からの控除をなすものというべきである。」近藤文二氏の說と接近している見解である。

保險はたんに、生產に對する妨害を防ぐのみのものであり、本來的な生產過程そのものの要素ではないとするシュティフィンガーの見解[15]は、保險は價値を形成しないとするものの一つであろう。わが國では西藤雅夫氏の保險の生產性の否定說は特色がある。同氏は、その論文「保險資本の構造とその生產性」[16]において、保險商品說を否定しつつ保險生產性說を否定し、保險資本の循環方式を說明して、保險を金融であるとし、保險資本を金融資本とするその理論は、マルクス經濟理論に據らざる、保險の價値形成否定說として注目に値する。

保險が商品の價値を形成すると云う主張を完全に否定した立場のものとせられる馬場克三氏の見解[17]は、「保險のための費用が、『剩餘價値から補償されねばならぬのであって、剩餘價値からの控除をなす』とするマルクスの見解と一致するものであり、かつ、これを詳細に說明したものである。[18]」わが國における、保險の價値形成否定說[19]の過半は、マルクスの、そして馬場氏のこの見解と、同一系列のものである。

（註15）L. Stephinger; Versicherung und Gesellschaft, 1913.

（註16）西藤雅夫氏「保險資本の構造とその生產性」（彥根論叢第二十二號、昭和二十九年十一月、滋賀大學經濟學會編）。

（註17）馬場克三氏「保險料の經濟學的性質」（經濟學研究　第六卷　第一號、昭和十一年三月卅一日、九州帝國大學經濟學會）、「保險料の經濟學的性質再論」（損害保險研究　第三卷　第三號、昭和十二年八月一日、損害保險事業研究所）。

（註18）印南博吉氏「保險の本質」四九九頁（昭和三十一年三月三十一日、白桃書房）。

（註19）（註17・18）の他に、印南博吉氏「保險學の方法に關する最近の問題」（損害保險研究　第七卷　第四號、昭和十六年十一月一日、損害保險事業研究所）、安部隆一氏「流通諸費用の經濟學的研究」（日本學術論叢、昭和二十二年九月十五日、伊藤書店）、齋藤利三郎氏「保險の經濟理論序說」（內外研究　第十八卷　第一・二合併號、昭和二十三年十二月）、馬場克三氏「保險經濟概論」（昭和二十五年四月十五日、文化評論社）、前掲近藤氏「保險・保險理論」、齋藤利三郎氏「保險資本の確立と展開」（高垣寅次郎先生還曆記念論文集、昭和二十七年十一月十日、高垣寅次郎先生還曆記念論文集刊行會）、岡部寬之氏「保險の資本主義的役割」（保險學雜誌　復刊第六號　通卷第三八三號、昭和二十八年十一月十五日、日本保險學會）、インシュアランス紙における近藤文二氏、印南博吉氏、岡部寬之氏の論爭の諸論文（昭和三十年一月十三日、二月三日、五月五日、五月十三日、六月九日、六月十六日の諸紙、保險研究所）、拙稿「經濟學の保險論――古典學派およびマルクス主義經濟學の保險觀」（三田學會雜誌　第四十八卷第四號、昭和三十年四月一日、慶應義塾經濟學會）、拙稿「保險費用の性格と保險業の利潤について」（保險研究　第五集、昭和三十年四月三十日、慶應義塾保險學會）、岡部寬之氏「保險と價値論」（保險學雜誌　第三八九號、昭和三十年三月五日、日本保險學會）、笠原長壽氏「損害保險及び生命保險における相違とその特徵」（明大商學論叢　第三十九卷　第四號、昭和三十一年二月十五日）、笠原長壽氏「保險勞働に關する一考察」（明治大學　商

學研究所年報　第一集　昭和三十一年二月二十日）、岡部寛之氏「保險學新講」（昭和三十一年三月十日、保險研究所）、拙稿「保險經濟學の方法」（保險學雜誌　第三九三號、昭和三十一年三月三十日、日本保險學會）。

二　保險費用と修繕費用の關係についての再論
――本來的・經常的修繕費用を巡つて――

印南博吉氏は、ごく最近の勞作「保險の本質」なる著書において、「保險は果して商品の價値を形成するであろうか。この問題については、二つの事柄を分けて考えねばならない。その一つは、保險に對して拂込まれる保險料が、本來生産費の一部を形成するかどうかという問題であり、他の一つは、保險施設に雇われている人たちの勞働、すなわち保險勞働なるものが、商品生産のための勞働と同じように、價値を形成しまたは剰餘價値を生み出すものであるかどうかという問題である。二つの問題は決して互に無關係でなく、第一の問題に對する解決は、おのずから第二の問題の解決に影響を及ぼすことになる」[20]と述べ、第一の問題に關しては、マルクスの主張は正當であつて、保險が價値形成的であると云う見解は根據を失うとし、「この點が解決をみた以上、保險勞働が價値形成的であるかどうかという問題もまた、同時に、かつ自然に解決をみているのである。改めていうまでもなく、保險が價値形成的でない以上、保險勞働は價値形成的でありえない。……保險勞働は商業勞働と同樣な性質をもち、商品に價値をも剰餘價値をも追加するものではない」[21]とせられているが、ここで云う第一の問題であるところの、保險に對して拂込まれる保險料が、本來生産費の一部を、すなわち商品の價値を形成するかどうかは、きわめて複雜・難解なる問題であつて、すべての物保險にして企業保險の保險料が、商品の價値を形成しないと斷定し・結論することには問題・疑問が存し、その一例としての保險費用と修繕費用の關係の分析は、重要缺くべからざる研究項目であり、本章ではこれを追求する。さらにまた同氏の類推論法批判論による保險の價値形成否定論にも、筆者は贊同し難き點があり、これに關しては次章において論及する。

（註20・21）前掲印南氏「保險の本質」四九六頁、五一八頁。

マルクスの「資本論」中における、修繕費に關する理論を分析すると、これが二つに分けうることが解る。筆者も、すでに、「保險費用の性格と保險業の利潤について」なる論文において、經常的修繕費と偶然的修繕費との二つに分類した[22]。經常的修繕費とは、マルクスにおいて、本來的修繕費と命名せられているところのものであつて、「本來的な修繕または修理勞働は資本および勞働の投下を要するが、この投下は本源的投下資本には含まれず、したがつてまた、固定資本の漸次的價値塡補によつては必ずしもつねに塡補され補償されうるわけではない。たとえば、固定資本の價値は一萬ポンドで總壽命は十年とすれば、この十萬ポンドは十年後に全部が貨幣に轉形されるが、本源的投下資本の價値を塡補するにとどまり、その間に修繕において新たに附加された資本または勞働を塡補しはしない。

この資本は追加的價値成分であつて、一擧に投下されるのではなく必要次第に投下されるのであり、その種々なる投下時間は當然ながら偶然的である。すべて固定資本は、勞働手段および勞働力をもつて行われるかかる後日の斷片的な附加的投下を必要とする[23]。」「勞働手段すなわち機械・建物などの修繕……。修繕される機械は、勞働手段としてではなく勞働材料として機能する。それをもつて勞働が行われるのではなく、それの使用價値を補修するためにそれ自身が加工されるのである。かかる修繕勞働は、吾々の目的のためには、いつでも、その勞働手段の生産に必要とされる勞働に含まれているものと考えることができる[24]。」かく論ぜられているところのこの修繕費もまた、經常的修繕費のことである。

さて、このような修繕費、「こうして塡補される追加資本は、投下の仕方は不規則だが流動資本に屬する。機械の故障を一々すぐに修理するのは極めて重要なことだから、各大工場には、本來的工場勞働者のほかに、技師・指物工・機械工・鍛前工などの一團がいる。彼等の賃銀は可變資本の部分をなし、彼等の勞働の價値は生産物のうえに配分される。他面、生産手段に必要な支出は、事實上では不規則な時期に投下され從つてまた不規則な時期に生産物または固定資本に入りこむのだが、右の平均計算に從つて規定され、この計算に從つてたえず生産物の價値部分をなす。本來的修繕に投下されるこの資本は、幾多の點で獨自な種類の資本を――流動資本にも固定資本にも分類できないが、經常支出に屬するものとして寧ろ前者に算入される資本を――なす[25]。」

「異常な天災・火災・洪水などによる破壞に關する保險……。これは剰餘價値から補償されねばならぬのであつて、剰餘價値からの控除をなす[26]。」「損傷され、したがつてそれだけ絶滅される部分、……再生産過程のかかる攪亂は保險の項に屬する[27]。」「災害にたいする保險[28]。」かかる保險は、じつは偶然的修繕費を補塡するものであつて、「たとえば船舶業でのように大きな危險にさらされている資本投下は、價格引上げによつて補償をえる……。資本制的生産が發展し、それにつれて保險業が發展すれば、危險の大いさは事實上すべての生産部面にとつて同等である……。危險の多い諸部面はより高い保險料を支拂い、その償いを商品の價格で受けとる[29]。」剰餘價値の利潤への轉形、利潤の平均利潤への轉形。「保險會社は個別的資本家たちの損失を資本家階級のあいだに配分する。だが、このことは、かくして平均化された損失が相變らず――社會的總資本を考察すれば、損失たることを妨げない[30]。」

（註22）前掲拙稿「保險費用の性格と保險業の利潤について」七四――七七頁。

（註23・24・25・26・27・28・29・30）Karl Marx; Das Kapital. Volksausgabe besorgt vom M-E-L-Institut. Bd. 1, 1932. 長谷部文雄氏譯、青木書店版、マルクス「資本論」、第二部全、③、二二四頁。第一部上、①、二一三頁。第二部全、③、二二六頁。第二部全、③、二二八頁。第三部下、⑤、一一九六頁。第三部下、⑤、一一五四頁。第三部上、④、三〇九―三一〇頁。第三部全、③、一七七頁。

わが國の「商法第八二九條〔保險者の法定免責事由〕保險者ハ左ニ掲ケタル損害又ハ費用ヲ塡補スル責ニ任セス」として、その「一保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害」と規定している。これはすなわち、損害保險における、性質損害不塡補の原則を示すものでもあつて、海上保險を例にとれば、「『性質損害』(Beschaffenheitsschäden)とは保險の目的たる船舶または貨物の『性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗』に因り生ずる損害をいう」[31]のであつて、「斯種の損害は元來被保險企業の通常の經過に伴い普通生ずるものであり、したがつて、その發生が確實なものであるから、保險損害たる性質を有しない。故にこれに對しては保險者を免責させるのが理論上當然であるといわなければならない。」[32]海上保險における性質損害の種類は樣々であり、これらを船舶に關するものと、貨物に關するものとに大別すると、「(イ)船舶の性質損害（不堪航損害は廣い意味では、船舶の性質損害に屬するけれども、その立法理由が他のものと異なるから、別個に論ずるのが適當である）(1)船舶の消耗損害　(2)船舶の老朽損害　(3)腐蝕・錆・鼠または蟲喰に因る船舶の損害　(ロ)貨物の性質損害　自然腐敗、生動物の自然死、目減り、錆・黴、通常の漏損、通常の破損、自然發火および自然爆發、荷造の不完全に因る損害、汗濡、鼠害および蟲害、その他（混合、曲損、鈎傷、擦傷等）[33]」。「船舶の性質損害に關する原則は船舶保險の場合だけに限らず、船舶に關連ある總ての保險の場合に、また貨物の性質損害に關する原則は貨物保險の場合だけに限らず、貨物に關連ある總ての保險の場合にこれを準用することができる。」[34]

船舶の性質損害の「消耗損害（wear and tear; Abnutzungsschäden）とは、保險の目的の使用に因り、この物に生ずる普通の損耗をいう。多くは企業の進行に伴う通常の用法から生ずるものであるが、時として異常の用法からもなお、斯かる普通の損耗が現われることなしとしない。しかし、いずれにしても、本來の消耗損害は企業の一般的管理費を以つて充塞すべき支出以上の意義を有するものでない。また斯かる消耗損害の發生は確實なものであるから、敢えて法規または約款の明文を俟たずとも、保險者は消耗の結果たる損害については當然塡補の責を免かるべきである。[35]」

「保險の目的の性質または瑕疵に因る損害に二種類あつて、一は全く內部的事情すなわち航海に關係なく生ずるものであり、例えば食料が腐敗または發熱し、動物が病死するが如きこれである。その二は當該航海に普通な事情と結合して、またはその影響を受けて、例えば一定航海に普通經驗する風波に因りまたはかかる航海に普通な分量の海水の侵入に因つて積荷が毀損を蒙るが如きこれである。ところで前者はたとえそれが偶發的のものであつても海上危險に因るものとは稱し得ないが、後者は當然海上危險に原因するものといいうる。しかし今日いずれの國の海上保險法にあつても一般に積荷の性質または瑕疵を免責危險とし、內部的性質のものについては無論のこと、外部的事情に影響されたものについても保險者にこれが塡補の責なきものとしているが、これは主として沿革的理由によるものと思う。すなわち昔時にあつては――恐らくは海上保險制度に先行する冒險貸借の時代から――物の瑕疵に基づく損害は不可抗力（cas fortuit）でなく、不可抗力に因らないものは保險者の責任（冒險貸借の場合には貸主の不利益）に歸しないという考え方があり、これが當時の約款または法律に規定されて現代に傳わつたものと稱し得よう。[36]」

「保險の目的の性質または瑕疵に因る損害を負擔しないのは、海上保險者は不可抗力に對してだけ責を負うという全く一種の理論的理由から生じたのであるが、實際問題として損害を受け易い種類の積荷にあつては（例えば食料）損害は果してその內部的事情（普通の航海事情）に因つて生じたものか、それとも外部的事情に因つて生じたものか決定困難なことがあり、當事者間に爭を生じ易い。[37]」「實際においては往々性質損害が危險事故の結果として生ずることあり、或いは保險の目的の性質と海上危險とが不可分的に共働して損害を惹起することあり、これらの場合においては純粹の性質損害と危險事故とのけじめが判然としない。このことからややもすれば性質損害が保險損害中に含められて保險者に轉嫁される傾向を生ずる。ここにおいて各國の保險法は特に規定を設け、保險の目的の性質または固有の瑕疵に直接基因したる損害に對しては保險者を免責せしむる趣旨を明示し、約款はまた法規の趣旨を取引の實情に適する如く具體的に布衍しているのである。[38]」

本來的・經常的修繕のために投下される資本である本來的・經常的修繕費用、これによつて塡補せられる本來的・經常的損害は性質損害である。性質損害は被保險企業の通常の經過に伴つて普通に生ずるものであり、保險の目的の使用に因つてこの物に生ずる普通の損耗であり、企業の進行に伴う通常の用法から生ずるものであつて、普通な事情と結合して、またはその影響を受けて、例えば海上保險において普通經驗する風波に因りまたはかかる航海に普通な分量の海水の侵入に因つてなどで蒙る損害である。それはよし外部的事情に影響されることはあつても、なお內部的事情に出たもの・內部的性質のものであり、不可抗力に因らない損害であつて、これは異常な天災・火災・洪水などによる破壞による損害、災害による損害、損傷し絕滅することによつて再生產過程を攪亂する損害である偶然的損害とまつたく異なるところの、本來的・經常的損害そのものである。

性質損害は發生が確實なもの・必然的に生ずべき損害であり、本來的・經常的損害は、本來的・經常的な「修繕勞働は、多かれ少かれ固定的性格をおびている[39]」と云うことからも當然に、それが固定的性格・確實性・必然性を帶びていることが解る。また性質損害中の消耗損害は、企業の一般的管理費をもつて充塞さるべき支出であり、本來的・經常的修繕に追加的に投下される資本は、經常支出に屬する。

さて性質損害、從つて本來的・經常的損害は、法律、商法、保險法、約款の規定により、保險においては性質損害不塡補の原則によつて塡補されない。ゆえに本來的・經常的損害――本來的・經常的

（註31・32・33・34・35）　勝呂弘氏「海上保險《改訂新版》」（昭和三十年一月二十日、春秋社）二九八―二九九頁。

（註36・37）　加藤由作氏「ロイド保險證券の生成」（昭和二十八年二月二十八日、春秋社）一九四頁、一九六頁。

（註38）　前掲勝呂氏「海上保險」二九八頁。

修繕――→本來的・經常的修繕費――→本來的・經常的修繕費を補塡するための保險を、ましてやその保險料が商品の價値を形成するかどうかと云うことを考えることは、それはすなわち保險の原則・法律の規定を蹂躙することになるのである。

（註39）　前掲「資本論」二二四頁。

性質損害はその發生が確實なものであり、消耗損害の發生は確實であり、必然的損害額（trade allowance）の問題、例えば海上保險においては「保險の性質または瑕疵に因る損害の中、特に注意を要するのは、普通の航海事情において必然的に生ずべき一定額または割合の損害（普通Ordinary leakage or breakage）」[40]の問題が存するが、そもそも性質損害そのものに、それがまつたく內部的事情によつて生ずるものであつても、また例えば海上保險において海上危險に原因するがごときものであつても、共に偶然性は存在する。よしそれの發生が確實であつても、その發生の時期と程度において偶然性が作用する。[41]たとえ偶然的であつても、なおかつ性質損害は不塡補と稱えられる所以である。

本來的・經常的損害は、「機械などの個々の部分がこうむる損傷は當然ながら偶然的であり、したがつて、そのために必要となる修繕も偶然的」[42]である。固定的性格を帶びていても、發生の時期と程度において。本來的・經常的な「修繕勞働のための勞働力および勞働手段の現實的支出は、修繕を必要ならしめる事情そのものと同樣に偶然的であり、必要な修繕の範圍は固定資本の生涯の種々なる時期に種々に配分されている。」[43]本源的投下資本には含まれない、後日の斷片的な附加的資本投下を必要とするところの、この資本は追加的價値成分であつて、一擧に投下されるのではなく、必要次第に投下されるが、この本來的・經常的な修繕または修理勞働に必要とされる資本および勞働は、その種々なる投下時間は當然ながら偶然的である。「とはいえこれらの修繕勞働は、多かれ少かれ固定的性格をおびていて固定資本の壽命中の異なる時期に屬する二つの種類に分れる、――幼年期の故障と、中年期以後の遙かに數多い故障。たとえば或る機械は、完全な構造をもつて生產過程に入りこんでも、現實に使用してみれば、補足的勞働によつて修正されねばならぬ缺陷があらわれる。他面、機械が中年期をすぎればすぎるほど、つまり正常的磨損が累積して構造材料が消耗し老衰すればするほど、機械を平均壽命のつきるまで生かせておくに必要な修繕勞働が數多くまた重大となる。それは恰かも、老人を早死させないためには元氣な若者よりも多くの醫藥的支出を要するのと同樣である。だから修繕勞働は、その偶然的性格にもかかわらず、固定資本の生涯の種々なる時期に不均等に配分されている。[44]」これを保險の用語で云えば、性質損害・消耗損害においても、保險の目的の瑕疵あるいは老朽損害發生の結果によつて、それの發生が齎されることが多いと云うことである。

本來的・經常的損害に對する本來的・經常的修繕のための「資本および勞働のこの追加支出によつて附加される價値はその現實的支出と同時には商品の價格に入りこみえない、ということも明かである。たとえば紡績業者は、今週は齒車が破損したとかベルトが切れたとかいつて糸を先週よりも高く賣ることはできない。紡績業の一般的費用は、一工場におけるこの災難によつては決して變動していない。この場合にも、すべての價値規定のばあいと同樣に平均が規定する。一定の事業部門に投下された固定資本の平均壽命中におけるかかる災難や必要な維持――および修繕勞働の平均範圍は經驗によつてわかる。この平均支出は平均壽命のうえに配分され、それに照應する部分に分割して生產物の價格につけ加えられ、したがつて生產物の販賣によつて塡補される。[45]」本來的・經常的修繕費は、不規則な時期に・不均等に投下され、不規則な時期に・不均等に生產物または固定資本に入りこむが、これは平均計算に從つて規定され、この計算に從つてたえず生產物の價値部分を、流動資本に算入される資本としての經常支出に屬して、これを形成するのである。

さて、さらに注意せよ。本來的・經常的修繕費、「磨損ならびに修繕費が社會的平均によつて規定されるとすれば、同一生產部門における同等な大いさの・しかも同じ事情のもとにある・諸投資にとつても、必然的に大きな不同が生ずる。實際上機械などは、ある資本家にとつては平均壽命以上に長もちするが、他の資本家のもとではそんなに長くはもたない。一方の修繕費は平均以下で、他方のそれは平均以上である、等々。だが、磨損により修繕費によつて規定される商品の價格追加は同一であつて、平均によつて規定される。だからこの價格追加により、一方の資本家は現實に追加するよりも多く受けとり、他方の資本家は少く受けとる。このことは、勞働力の搾取が同等であつても同一事業部門における種々の資本家の利得を種々ならしめる他のいつさいの事情と同樣に、剩餘價値の眞の本性への洞見を困難にすることに貢獻する。[46]」

（註40）　前掲加藤氏「ロイド保險證券の生成」一九七頁。

（註41）　「經濟を經營するにあたつては思い掛けない事實が發生して豫期した通りの結果の發生は妨げられることが多い。斯くの如き事件を『偶然の事件』（Contingent Events; zufällige Ereignisse）という。そして『偶然』（Contingency; Eventualität）というのは、一つの事件が特定の經濟主體にとつて(1)發生するかしないかわからないとき（Incertus an）(2)發生することがわかつていても、發生する時期がわからないとき（Incertus quando）(3)發生すること、發生する時期がわかつていても、如何ように發生するかわからないとき（Incertus quomodo）この事實を『偶然の事件』というのである。」（園乾治氏「保險學」一一頁、昭和二十九年十一月十日、泉文堂）。

（註42・43・44・45・46）　前掲「資本論」③、二二四頁、二二五頁、二二四―二二五頁、二二五―二二六頁、二二八―二二九頁。

その據るところの學說のゆえに相違はあるが、保險經濟學者に共通に認められることは、保險の要件として、偶然性を有する特定の事實の豫想、合理的計算[47]に基づく醵金、多數經濟體の結合および經濟施設なることこれである。

ところで、その發生することは確實ではあるが、その發生の時期および程度において偶然的である本來的・經常的損害――本來的・經常的修繕――本來的・經常的修繕費、これの不規則・不均等性を、

經驗によつて平均計算して平均支出する方法によつて克服せんとするよりも、統計・大數觀察、大數法則・確率論の數理技術に基づく保險によつて、保險料醵出においてより正確に規則化し・均等化し・平均化して、この種の偶然をよりよく克服せんとすること、また各企業・各資本家間に必然的に大きな不同が生ずる、これが各企業・各資本家のいずれかにより大により小に・と偶然的に生ずる本來的・經常的損害――本來的・經常的修繕――本來的・經常的修繕費を、これも恐らく經驗によつてであろうが、社會的平均によつて規定して、この費用を一定額に定めて、同一事業部門における種々の資本家の利得の差異あるままに放置しておく・偶然に委せておくよりも、保險なる多數經濟體の結合のより合理的な經濟施設において、同じく保險料醵出の方法においてこの種の偶然をよりよく克服せんとすること、すなわち本來的・經常的損害を塡補するところの、または本來的・經常的修繕費を補塡するところの保險を考えることは、保險の要件に反することなく、保險の本質に悖るところではない。しかりとすれば性質損害不塡補なる保險の原則・法律の規定はいかになるか。

そもそも原則と云い法律と云うも、人間の定めたものであつて絶對のものではない。社會の土臺と上部構造の問題[48]。この性質損害不塡補なる保險の原則・法律の規定のできたことは、經濟制度としての保險にこれの成立を促す要因が存したからであり、またこれを押切つて性質損害塡補の保險を成立せしむることが、保險企業家――保險資本家に、決して有利ではなかつたからである。極端に云えば、保險事業が性質損害を塡補しなかつたから、性質損害不塡補なる保險の原則・法律の規定が發生成立したのであるとも云いうる。

保險の、現在の保險の存立には、技術的限界と經濟的限界が考えられる。それらのうちには本來的・經常的損害すなわち性質損害・消耗損害の問題と關連するものがある。まず技術的限界としての、事故認定の困難なることこれである。性質損害は往々にして危險事故とのけじめが判然とせず、そしてまた「本來的修繕と塡補との――維持費と更新費との――境界は、多かれ少かれ流動的である。特定の支出が修繕であるか、塡補であるか、經常支出から支辨されるべきか原資本から支辨されるべきかという、たとえば鐵道についての絶えざる論爭はここに由來する[49]。」「鐵道の車輛類の場合には修繕と塡補とが全く不可分である[50]。」さらにここで注意すべき問題がある。海上保險における小損害不擔保の原則は[51]、「損害發生の場合における原因確定に關する當事者の紛爭回避の趣旨に出ずる[52]」ものであり、「保險の目的の性質上小損害が頻發してこれを塡補することは保險者に煩しく[53]、かかる保險經營上の不都合を除去する目的よりして發生したもの[54]」であるが、このような「實際上の立場を考慮した[55]」この原則が、「曾ては火災保險その他陸上保險にも適用されたが、……現在では陸上保險には行われていない[56]」となつているが、しからば現在、陸上保險においてこのような問題點が、いかように解決されているのであろうか。たとえば「火災保險に於ては、……如何に些少なる損害に對しても、保險者は塡補の責に任ずべきである。然し少額なる金額の支拂につき正式の手續を採ることは、當事者何れにとりても煩雜なるが故にこの手數を省く爲め、責任無關係（Without Prejudice）の條件を以て、見舞金支拂（Exgratia payment）の形式に依り支拂を爲す場合もある[66]。」このような一時的な便法をもつてしたり、小事故――小損害發生の原因を追求し確定してのうえでなく、ただ放漫に保險金を支拂い、この負擔を、保險事業の獨占性を利用しての保險料の高騰において、正常・正當なる被保險者に轉嫁しているのではなかろうか。本來的・經常的損害は、元來、事故認定が困難であり原因の確定の煩わしいものであり、さらに、小損害なのが普通である。さらに、多數の被保險物件に、頻繁に、また同時的・同程度に損害が發生すると云う技術的限界にも當嵌る。本來的・經常的損害とは、このような性格のものである。

偶然性の乏しい事故――損害に對する保險の經濟的必要性は決して痛感せられない、と云うのは、保險の經濟的限界の一つのことである。性質損害・消耗損害は、發生が確實であり、被保險企業の通常の經過に伴つて普通に生ずる、保險の目的の使用に因つてこの物に生ずる普通の損耗であり、多くは企業の進行に伴う通常の用法から生ずるものであるから、その發生の時期および程度に偶然性は存するとしても、その偶然性は大なるものではない。本來的・經常的損害も固定的性格を持つと云われることから、よし發生することは確實であつて、そしてその發生の時期および程度に偶然性が存するとしても、しかし、その偶然性は大なるものではあるまい。もしそれが大であつたならば資本の再生產過程は、不斷の攪亂に見舞われることになつて、とても正常・圓滑なる企業の運營・發展は期し難いこととなる。

これらの、保險の、現在の保險の技術的・經濟的限界を反映して、照應しての性質損害不塡補なる保險の原則・法律の規定である

が、唯物史觀で云う土臺と上部構造の關係そのものであるが、これらの損害も絶對的に保險による補塡に適さないと云うのではない。絶對的に保險ではその塡補が行いえないと云うのではない。技術の進歩・經驗の蓄積により、あるいは特別の組織を用いて保險が可能となる場合もありえる。他の保險に合併させたり、包含させたり、付帶させたりしてするのも一方法であろう。また經濟的限界にしても、例えば保險の對象となる物件の價格が著しく高額となる場合には、その本來的・經常的損害の發生の時期および程度において偶然性が小であつても、しかもその損害の時期的および程度上の差額は、輕視でき難い程の高金額に至る。よしんばそれが、その企業そのものの規模と比較して小損害であつても、その金額の絶對額は相當大なるものとなろう。社會の生產力の發展に伴う資本主義の高度化は、資本の有機的構成の高度化は、かくのごとき現象を招致する。性質損害塡補の保險の意義がここに生ずる。かくして經濟社會に、保險による性質損害塡補の要望が強まり、本來的・經常的損害――本來的・經常的修繕――本來的・經常的修繕費の保險が要請せられるようになれば、そして性質損害塡補の保險が、あるいは本來的・經常的損害――本來的・經常的修繕――本來的・經常的修繕費の保險が成り立つ見通しがつけば、またはこれらを賣り出して賣れると云う豫想が立てば、そしてそのことを通じて、より以上の利潤を獲得しうると云う確信が保險資本家に生じたとすれば、ここに性質損害不塡補なる保險の原則・法律の規定は無視[57]・蹂躙・破棄せられて、性質損害・本來的または經常的損害は保險者に塡補せられ、あるいはこのための保險が創始せられるようになり、この保險は、この保

險の保險料は、ここに商品の價値を形成するとせられる。

（註47）志田鉀太郎氏「保險學講義案」一一頁（明治大學出版部、昭和十八年四月三十日）、前掲白杉氏「保險學總論」十五頁、前掲園氏「保險學」十七頁、前掲印南氏「保險の本質」四〇四―四〇五頁等參照のこと。

（註48）前掲拙稿「保險經濟學の方法」の「五、保險學における土臺と上部構造の關係」。

（註49・50）前掲「資本論」③、二二九頁、二三〇頁。

（註51）わが國商法八三〇條、Allgemeine Deutsche Seeversicherungs-Bedingungen, 1919. の三四條、Marine Insurance Act, 1906. の附則の Memorandum Clause.

（註52）損害保險講義錄（昭和二十六年度　第四輯）「海上保險」（損害保險事業研究所）七三頁。

（註53）前掲加藤氏「ロイド保險證券の生成」一九八頁。

（註54・55）前掲損害保險講義錄「海上保險」七二頁、七三頁。

（註56）北澤宥勝氏「火災保險」三九六頁（昭和五年四月十五日、文雅堂）。

（註57）特約によつて塡補すると云う妥協的方法が行われるのが普通である。

三　仕損品の保險について

印南博吉氏の「保險の本質」には、「仕損品の例を根據として保險の價値形成性を類推する論法」、いわゆる保險に對する仕損品の類推論なる、近藤文二氏のビール壜の例[58]、佐波宣平氏の他の一例[59]による保險の商品價値形成說に對し、「仕損品の例はいかにもモットモにみえるため、これを論破しない以上は、むしろ價値形成說が說得力をもち、有力となりうるのである。」「とどめを刺すべき急所」である「類推論法による保險價値形成說の當否を明らかにすることは、保險の本質に關するマルクス說の當否を判斷する上において不可缺であり、肝要であるにもかかわらず、わが國の學者はいまだたれ一人この類推論法の當否を明らかにしていないのである」と述べ、印南氏自身のみるところでは、「近藤、佐波兩氏の類推論法には重大な誤りがあつて、到底これを支持するわけにはいかない。具體的な例をあげる上において、兩氏は期せずして、また知らずして、重大な落し穴に落ち込んでいるのである。」「兩氏の有力な根據たる前提が明らかに誤つている以上、それに立脚する保險價値形成說が誤つていることはいうまでもない」と。

最初から市場に出せないことは明かである仕損品のおのおのについて、完全製品のもつ單價と同じ價値を認めるのは明かに誤りであり、スクラップとしての價値は全く別問題として、その無價値なるものとしての仕損品の價値が、完全製品のために犧牲になつたと考えるのはナンセンスであり、仕損品が何個出ようと問題ではなく、投下費用はこれを完全製品の總數にだけ割當てて單價を算出すべきであつて、完全製品と仕損品とを加えた總數に割當てて單價を算出することは、全く無意味である。仕損品は商品として無價値なのであるから、その數がいくつにとどまろうと、賣價の算定には全く無關係である。佐波氏の例をとれば、とにかく六、〇〇〇圓の費用を投

じて九六〇個の完全製品が生產されるのであるから、一個當りの生產費は明かに六圓二十五錢であつて、六圓、$\frac{6,000\text{圓}}{1,000\text{個}}$ではあり得ない。仕損品にも完全製品と全く同じ價値があるものとみて生產費を算出し、一個當りの生產費を六圓とみなすことは、理論上のみならず實際上も明かに不當である。仕損品の生產に必要な社會的平均勞働が完全製品の價値形成に入りこむとする兩氏の考えは根本的に誤つており、到底これを支持するわけにいかない。またある割合で仕損品の出ることが、社會的、平均的に不可避の「損害」であるとか、仕損品の生產に要した社會的、平均的必要勞働が、完全製品の生產のために犧牲となつている、等という考え方の間違つていることは明白であり、かく誤つた前提に立脚する類推論法であるかぎり、當然これを承認するわけにはゆかず、少くとも近藤氏、佐波氏の論法をもつてしては、保險料が價値形成的であるという主張を立證しえないとする。以上が印南氏の所說[60]そのものである。

（註58）前掲近藤氏「保險學總論」三三一頁。

（註59）前掲佐波氏「保險學講案」一〇五―一〇六頁。

（註60）前掲印南氏「保險の本質」五一〇―五一五頁。

「ある生產手段は、勞働過程には部分的に入りこむにすぎないが、價値增殖過程には全部的に入りこむことがありうる。かりに、棉花を紡ぐにさいし、毎日百十五封度につき、糸にならないで綿塵にしかならない十五封度の屑が生ずるとしよう。だが、この一五%の屑が標準的であり、綿花の平均加工から不可分離だとすれば、糸の要素を形成しないこの十五封度の綿花の價値が、糸價値の實體を形成する百封度の棉花の價値とまつたく同樣に、糸價値に入りこむのである。十五封度の棉花の使用價値は、百封度の糸を作るために塵とならざるをえない。だから、この棉花の死滅は糸の一生產條件である。まさにそれ故にこそ、それはその價値を糸に交付するのである。こうしたことは勞働過程のすべての廢物について云える、――少くとも、これらの廢物が二度と新たな生產手段を形成せず、したがつてまた新たな自立的使用價値を形成しない程度において。[61]」これと同一の理論および趣旨はローゼンベルグの「資本論註解」[62]にも、そしてわが國の學者間でも述べられている。[63]

商品の二重性、使用價値と價値。勞働の二重性、具體的有用勞働と抽象的人間勞働。勞働過程における勞働の二重性、商品の使用價値をつくる勞働と價値をつくる勞働。商品の生產過程の二重性、勞働過程と價値形成過程。商品の生產過程における勞働の二重性、價値移轉の勞働と價値創造の勞働。商品生產の資本制的形態・資本制的生產過程の二重性、勞働過程と價値增殖過程。この過程において剩餘價値がつくりだせる。

㈠機械、道具等の勞働手段は、各々その使用價値によつて新なる使用價値の生產には全體として機能しながら、價値としては、その消耗に應じて、新生產物にその價値を移轉せられるにすぎない。全體的に勞働過程に參加する機械は、價値增殖過程には部分的に參加する。㈡勞働對象は勞働過程へは單に部分的に參加するにすぎないが、價値增殖過程へは全體的に參加する。「綿紡績の場合の脫落する棉花の如く使用價値としては直接綿糸の原料とならないものも一

『保險と價値形成の問題』について

定量の使用價値としての綿糸を生産する場合一般に技術的に避けることの出來ないものとせられる限りでは、その脱落部分の價値が綿糸の價値を形成するものとして計算せられる。[64]」㈢社會的必要勞働量によつて、生産に入る前に決定されている勞働力の價値は、その使用に應じて、その價値を完全に生産物の上に附け加え、勞働力の價値に等しい價値は、勞働者により生産において新たに作り出されるが、その勞働力の使用價値は價値を回收する點で消滅し去るものではない。そして結局、勞働力は生産過程においてその價値を變化・增大せしめることになり、ここに剩餘價値をつくりだすのである。

（註61）前掲「資本論」①、三六九頁。
（註62）ローゼンベルグ著、直井武夫、淡德三郎氏共譯「資本論註解」（第一卷）三一三―三一四頁（昭和八年二月十日、改造社）。
（註63）例えば高畠素之氏「マルクス經濟學」一三二頁（昭和四年八月十五日、日本評論社）、宇野弘藏氏「經濟原論」上卷、九四―九五頁、一一〇頁（昭和二十九年七月十五日、岩波書店）。
（註64）前掲宇野氏「經濟原論」上卷、一一〇頁。

「勞働過程のすべての廢物」の一つである仕損品、「標準的であり」、「平均加工から不可分離」である仕損品、機械や道具等の勞働手段の消耗や勞働對象および勞働力の價値にして、不幸にも仕損品となつてしまつた部分は、完全製品の「一生産條件」であり、「一般に技術的に避けることの出來ないもの」であつて、從つて「ある割合では仕損品の出ることが、社會的、平均的に不可避の『損害』」であり、「仕損品の生産に要した社會的、平均的必要勞働が、完全製品の生産のために犧牲になつている」等とも考えられる。これは完全製品の「要素を形成しない」が、完全製品の「實體を形成する」諸價値と「まつたく同樣に」、完全製品の「價値に入りこむ」、その價値を完全製品に「交付する」。綿塵・屑にしかならなかつた棉花の價値の場合と同じく、仕損品にしかならなかつた勞働手段の消耗分や原料および勞働力の價値は、完全製品の「價値を形成する。」

それだけではない。仕損品とはなつてしまつたが、このために要した、使用された勞働力の價値およびその剩餘價値までも、完全製品に交付され、完全製品の價値に入りこみ、完全製品の價値を形成するのである。印南氏は、近藤氏および佐波氏の所説にひかされてではあろうが、この剩餘價値の問題を失念せられている。資本制的生産過程・商品生産の資本制的形態が勞働過程と價値增殖過程との統一であり、それが剩餘價値の生産であることから、仕損品の勞働力の價値と剩餘價値とは、當然、同時に、不可缺に論ぜられていなければ、その理論は完全とはなりえないのであるのに。

さて以上が、完全製品と仕損品の、價値形成の問題に關する、マルクス經濟學の理論であるが、ところで各資本家にとつては「仕損品が何個出ようと問題ではない」どころか、問題である。各資本家にとつては、仕損品の發生の時期及び程度には偶然性が存する。仕損品の保險、卽ち勞働手段、勞働對象、勞働力等の價値及び剩餘價値部分の、仕損品として廢物となつてしまう部分の保險、もし仕損品の保險なるものがこの樣なものを意味するのであるならば、仕損品の保險は、その保險料は、前章で詳述した本來的・經常的損害の保險の場合と同じく、商品の價値を形成するとされる。筆者は仕損品の保險そのものを抹消し盡してしまう、或は問題とはしていない印南氏の說には賛成し難いが、だからと云つて近藤氏及び佐波氏の、仕損品の類推論法による保險の商品價値形成說に與するものでないことは、明記する必要がある。問題は仕損品の保險の點にあるのではなくて、この保險をもつてするところの、他の保險への類推そのことにあるのである。保險・物保險にして企業保險には、その保險が、保險料が商品の價値を形成するものと、しからざるものとの二種類が存在するのである。

四　結　論

(1)偶然的損害の保險。この保險は、この保險の保險料は商品の價値を形成しない。近藤文二氏の、その保險が生産過程における資本に對する保險であれば、その資本が眞實の意味における生産資本に對する保險は、その保險料は價値を形成するとする見解は、明かにあやまりである。生産過程における資本・生産資本に對する保險であつても、偶然的損害の保險は價値を形成しない。

その簡單な契機は、人間の勞働、勞働對象および勞働手段からなりたち、これらの要素を前提條件とする勞働過程が始まるためには、まず勞働力が、勞働の對象に働きかけてその對象のかたちを變えるのに用いる勞働手段、主として生産用具と結びつかなければならない。勞働過程は、人間の活動が勞働手段によつて、勞働過程の始まる以前にすでに企圖されていた勞働對象の變化を實現する。勞働過程の生産物は、かたちを變えられて人間の欲望に適合させられた一つの自然物――使用價値である。勞働過程は、同時に使用價値または財貨の生産の過程であり、勞働過程全體をその成果である生産物の立場から考察すれば、生産過程である。勞働手段と勞働對象は生産手段として、勞働そのものは生産的勞働としてあらわれる。ある使用價値が生産物として勞働過程から出てくる時、それ以前の勞働過程の生産物である他の使用價値が生産手段として勞働過程にはいりこむ。「勞働者は、彼の勞働の一定の內容・目的・および技術的性格のいかんに拘わらず、ある一定分量の勞働を附加することにより、勞働對象に新たな價値を附加する。他方において、吾々は、消耗された生産手段の價値を生産物の價値の構成部分として、――たとえば棉花と紡錘との價値を糸價値のうちに、――ふたたび見出す。かくして、生産手段の價値は生産物へのそれの移譲によつて維持される。この移譲は、生産手段の生産物への轉形中に、すなわち勞働過程において行われる。[65]」

使用價値を生産するための目的にそつた人間の活動としての勞働の過程は、人間の社會生活のいかなる形態からも獨立したものであり、人間生活のすべての社會形態にひとしく共通したものである。商品そのものが使用價値と價値との統一であるのと同じように、商品の生産過程は勞働過程と價値形成過程との統一であり、資本主義的商品生産過程は、勞働過程と價値增殖過程との統一である。すなわち勞働過程を通じて、その結果である商品の使用價値および價値が形成せられ、剩餘價値が創造せられる。

さて偶然的損害の保險、保險費用・保險料は、勞働過程での勞働――生産的勞働に結びつかない。また媒介されない。またそれは勞働過程に入りこまない。勞働過程を經過しない。それの存在は勞働

過程に絶對の、不可缺・不可避の條件ではない。勞働過程に起因しない。それゆえに、偶然的損害の保險・保險料は、商品の價値を、絶對に、形成しない。

(2)經常的損害の保險。この保險は、すなわち性質損害・消耗損害の保險は、その保險の保險料は商品の價値を形成する。もしこのような保險があるとするならば。（理論的には存在可能）。

(3)磨損の保險。「磨損とは（道德的磨損を別とすれば）、固定資本がその消耗により、その使用價値が失われる平均度において漸次的に生産物に交付する價値部分である。[66]」「使用そのものによつて生ずる[67]」磨損の保險は、この保險の保險料は商品の價値を形成する。物生命保險、財産生命保險、家屋生命保險、もしこのような保險があるとするならば。（理論的には存在可能）。

(4)道德的磨損の保險。「競爭戰は、殊に決定的變革に際しては、舊式勞働手段をその自然的死滅前に新式のものと代えることを餘儀なくさせる。より大きな社會的規模での經營設備のかかる時ならぬ更新を強要するのは、主として破局――恐慌である。[68]」このような事情によつて生ずる道德的磨損の保險は、その保險料は商品の價値を形成しない。もしこのような保險があるとするならば。（理論的には存在可能）。

(5)「自然諸力の影響によつて[69]」生ずる磨損の保險。「たとえば枕木は、現實の磨損によつてのみならず腐朽によつても損傷する。『鐵道の維持費は、鐵道交通に伴う磨損よりも、むしろ、大氣に曝されている木材・鐵・および墻壁工事の質によつて定まる。嚴冬の一ヵ月は路盤に對し、まる一年間の鐵道交通よりも多くの害をなすであろう。[70]』」性質損害、これには消耗損害も老朽損害も入つているが、ただし經濟學で云う本來的・經常的損害とは區別せらるべきものである。この保險の、その保險料は商品の價値を形成する。もしこのような保險があるとするならば。（理論的には存在可能）。

(6)仕損品の保險。この保險は、この保險の保險料は商品の價値を形成する。印南博吉氏の見解と相違するところである。もしこのような保險があるとするならば（理論的には存在可能）。

(7)商品資本と貨幣資本、すなわち流通資本に對する保險、流通過程における資本に對する保險。この保險の保險料は、すなわち流通費用としての保險費用は、商品の價値を形成しない。

さて印南博吉氏は、「この類推論法に立脚する結果は、磨損の塡補や維持および修繕勞働のような價値形成的なものと全く異なり、異常な天災・火災・洪水などによる破壞に關する保險は價値形成的でなく、剩餘價値からの控除であり、損失であるとするマルクスの主張は否定され、少なくとも重大な修正を加えられることになる。ゆえにもし兩氏の主張が正しいとするならば、マルクスの保險論に對するわれわれの評價は、大いに異なつてこなければならない[71]」と述べられているが、これは違う。正しくない。筆者の見解によれば、上述のごとく商品の價値を形成する保險も存在しうることになるが、だからと云つてマルクスの主張が否定されたり、重大な修正が加えられたり、その評價が低落したりはしない。保險には、物保險にして企業保險なるものにも、多くの種類が考えられると云うことである。マルクスの保險理論は、その「資本論」中における見解は、明かに、そして絶對に、流通費用としての保險費用または偶然的損害の保險に限られており、これに關しては、斷片的に、不統一にではあるが、正鵠、卓越せる理論が論述せられている。このかぎりにおいては、なんらの誤謬も、從つて修正も必要としない。「資本論」中における保險なる語の上に、「流通費用としての」または「偶然的損害の」なる文言を冠すれば、それにてこの場合での彼の保險理論は完璧となる。そしてマルクスが商品の價値を形成する種類の保險について論及・論述するところが無いとしても、彼が一八一八～一八八三年代の人物であり、「資本論」の第一卷が一八六七年に、第二卷が八五年に、第三卷が九四年に公刊せられたものであり、そしてまた各種の新樣式保險・新種保險――これらのうちには商品の價値を形成する保險が含まれる――の目覺ましい發達は、現代の、最近のことであり、保險學者による保險理論の經濟學的研究もあまり遠くへは遡れない[72]と云う諸條件を列擧してみれば、マルクスが「資本論」中において、商品の價値を形成する保險になんら觸れるところが無かつたと云う原因・わけの、思い半ばに過ぎるところがある。

（註65・66・67・68・69・70）前掲「資本論」①、三六一頁、③、二一九頁、③、二一八頁、③、二一九頁、③、二一八頁、③、二一八頁。

（註71）前掲印南氏「保險の本質」五〇九頁。

（註72）例えばEmanuel Herrmanが "Das Versicherungswesen ist das Stiefkind der Volkswirtschaftslehre." と嘆いたのは Die Theorie der Versicherung vom wirtschaftlichen Standpunkte, 1 Aufl. 1867. のことである。

（昭和三十一年八月十四日稿）

『保險と價値形成の問題』について

三田學會雜誌　一般教育特別號　豫告

（十二月發行豫定）

論　說

ルグレーティウスに就いて……樋口勝彦

エリオットの「荒地」をめぐる問題…上田保

Mazurkiewiczの定理の

擴張について……中村勝彦

「マルテ」とキェルケゴール……塚越敏

藤原氏遺體に關する動物學的調査……森八郎

ディドロ『運命論者ジャックと

その主人』……原宏

書　評

「現代語學教育に關する諸問題」……大久保洋海